

④

## 第4回総会議事録

(令和5年10月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第4回総会 議事録	
日 時	令和5年10月25日（水曜日）14時00分～15時56分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 13名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第9号議案 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第4号 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明についての審議案件（令和5年度第3回総会議案）に対する取り下げについて</p> <p>3 その他</p> <p>令和5年度農振応用地一筆調査の結果及び確認依頼（農外利用）</p> <p>令和5年度農地法第32条（利用意向調査）対象候補地の現地確認について</p>
審議結果	第1号議案

	8号 許可
	第2号議案
	3号 許可相当（第3回総会保留案件）
	4号 許可相当
	第3号議案
	11号 許可相当（第3回総会保留案件）
	12号 許可相当
	13号 許可相当
	14号 許可相当
	15号 許可相当
	第4号議案
	12号 承認
	13号 承認
	14号 承認
	15号 承認
	第5号議案
	11号 承認
	12号 承認
	第6号議案
	29号 承認
	30号 承認
	31号 承認
	32号 承認
	第7号議案
	戸塚 89 承認
	第8号議案
	3号 承認
	第9号議案
	承認

## 議 事

事務局	(開会 14時00分) 農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 出席委員数報告。
議長	第4回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は13名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第4回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝則委員と石井豊委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。

	第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 北村委員	<第1号議案第8号を朗読> 大正中学校から西に約660mの農用地2筆です。譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。御審議をお願いいたします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第1号議案第8号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案第8号については、許可とします。
議長	次の第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」第3号は、関連議案があるため先に第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」第11号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第3号議案第11号を朗読> 前回総会で保留案件だったものです。 日枝神社前交差点から北へ約400mの農振白地1筆です。譲受人が土地を賃借し、自社の資機材や車両を駐車する資材置場として整備するものです。 譲受人は泉区を中心に建設業を営んでおり、現在の資材置場の他、複数の土地で自社の資機材や車両を管理しています。今般、業務拡大に伴って現在の拠点の近隣かつ、資機材の集約ができる、大型車両の導入も可能な申請地の転用を必要としています。 申請地は駐車場、資材置場、荷捌きスペース、車両転回スペースとして必要最低限の面積となっています。 申請地の北・東側は道路、西側は資材置場、南側は畠及び鉄道用地となっています。外周は型枠ブロック及び土留めを設置し、場内はアスファルト舗装及び砂利敷を行います。 雨水は敷地内部に雨水調整施設を設置し、道路排水設備へ接続します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第3号議案第11号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第11号については、許可相当とします。
議長	戻りまして、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」第3号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<第2号議案第3号を朗読> 先に審議した第3号議案第11号に関連するもので、同じく前回総会で保留案件となっていたものです。
石井勝委員	日枝神社前交差点から北へ約400mの農振白地1筆です。申請者が申請地を賃貸駐車場に整備するものです。 現在、申請地の近隣（和泉町7586-7, 7586-8, 7586-9）で別の賃貸駐車場を経営していますが、当該地を資材置場として転用するにあたり、申請地へ同規模の駐車場を移転する計画になっています。資材置場の賃借予定者である法人が現在契約している車両14台分については、移転に伴って契約が解消される予定ですが、近隣地域では慢性的に駐車場が不足しているため十分な需要があることが予測されており、必要最低限の転用面積となっています。
議長	申請地の北側は畠、東側、西側及び南側は道路となっています。外周は地先ブロック、新設もしくは既設コンクリートブロック2～3段積または型枠ブロック5～10段積で囲い、メッシュフェンスを設置します。 場内は透水性アスファルト舗装を行い、雨水は自然浸透によって処理します。 街路灯は北側農地に影響がない位置に設置します。御審議をお願いします。
委員	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
議長	第2号議案第3号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第3号については、許可相当とします。
事務局	次に、第2号議案第4号の関連議案として、先に第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。
田中委員 大山推進委員	<第4号議案第12号を朗読> 議案の詳細については大山推進委員から説明します。 川上町交差点から北西へ約170mの調整白地1筆です。昭和50年頃に隣接する道路の工事の際に道路位置を変更したため、申請地が宅地側に残りました。その時期より住宅の庭として使用され、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第4号議案第12号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。 (総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第12号については、承認とします。

議長	戻りまして、第2号議案第4号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第4号を朗読> 先に審議した第4号議案第12号に関連するものです。
田中委員 大山推進委員	議案の詳細については、大山推進委員から説明します。 川上町交差点から北西へ約110mの調整白地2筆です。申請者が申請地を駐車場に整備し、事業者に賃貸するものです。借受予定者は近隣で病院を運営する医療法人です。 現在、申請者の父と祖母は川上町711-1他で駐車場(28台)の運営しており、借受予定者は職員用に20台分を借りています。その土地に申請者の祖母が借受予定者の看護師用共同住宅を建設することになりました。着工は3月中旬を予定しており、駐車場の移転が必要となります。借受予定者は20台分の駐車場を近隣で探しましたが見つからず、申請者に相談しました。申請者は家族で所有する駐車場をあたりましたが空きがなく、入居者の利便性を考え、病院から100m以内にあり、公道(4m)を挟んで市街化区域と隣接し、周辺農地への影響が少ないと考えられる申請地を選定しました。
	申請地は20台分の駐車場を整備するにあたり必要最小限の面積となっています。
	申請地の東側は青地を挟み用悪水路、南側は住宅、西側は道路、北側は用悪水路及び駐車場です。北側、東側及び南側にはコンクリートブロック2段積みと1.5mのネットフェンス、南側入口部分は擁壁を設置と1.5mのネットフェンス、西側は草地の法地のため、宅地造成等規制法の関係から法上道路境界から最大30cm法下にセットバックして独立基礎と1.5mのネットフェンスを敷設します。進入路(スロープ)及び場内は全面アスファルト舗装を行いラインを引いて区画し、雨水は横断側溝(グレーチング蓋)で集水し東側の新設枠に集め取付管工事を行い、既存水路へ接続して処理します。日照、排水、隣接地への影響については隣地地権者の承諾済みです。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第4号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2議案第4号については、許可相当と決定します。
議長	次に第3号議案第12号ですが、先に関連議案として第4号議案第13号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 北村委員	<第4号議案第13号を朗読> 横浜薬科大学から西に約660mの農振白地1筆です。少なくとも平成8年には道路の拡幅部分として使用されており、現在に至ります。農地性は

	ありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第13号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4議案第13号については、承認と決定します。
議長	戻りまして、第3号議案第12号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第12号を朗読> 横浜薬科大学から西に約660mの農振白地1筆です。譲受人が購入し、資材置場に整備したうえで、土木工事事業者に賃貸するものです。
北村委員	譲受人は、借受予定者に置場を貸しており、さらなる賃貸の要望に応えるため申請地を購入し、借受予定者に賃貸する計画です。
	周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第12号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3議案第12号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案第13号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第13号を朗読> 金井公園から西へ約630mの調整白地1筆です。譲受人が自己住宅を建築するために転用申請を行うものです。現在居住している賃貸住宅は手狭になってきたため、また、両親の身の回りの世話や農地の管理を行うため、本家に近い申請地への建築を希望するものです。
矢島委員	転用面積は今回の計画に必要最低限となっています。
	申請地の東側は駐車場、西側は宅地、南側は畑、北側は道路に接しています。東側はコンクリートブロック塀2段及びフェンス、西側は境界にU字溝と隣地の樹木があるため既存の敷石のまま、南側はコンクリートブロック塀2段とフェンスを設置し、既存の大谷石は現状のまま、北側は敷地への出入りを鑑み施工はしません。場内は駐車スペースのみ土間コンクリートとし、それ以外は土のままとします。
	雨水は西側U字溝及び北側新設雨水枠を経由して雨水本管へ接続します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第13号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3議案第13号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案第14号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第14号を朗読>
安西委員	緑園稻荷谷公園から南へ約170mの調整白地5筆です。譲受人が申請地を賃借し、生活介護事業所(18才以上の知的、身体及び精神障害の方対象)を建築するものです。譲受人は令和3年に申請地の隣地に生活介護事業所を建設しましたが、定員に達し待機者がいること、特別支援学校等の卒業生の受け入れ施設が不足して問合せが多いこと、運営本部や児童発達支援施設等が近いため専門スタッフの連携や緊急時の対応ができること、作業室等必要な設備を確保できる十分な広さのあることを理由に申請地を選定しました。
	建物は1階建てのため、申請地の北及び西側畠への日照の影響はありません。また外構工事でも畠側に照明をつける計画はありません。
	申請地の東側は道路、西側は畠、南側は生活介護事業所、北側は畠です。東側入口を除き、北側及び西側はコンクリートブロック積みメッシュフェンスを敷設し、南側は隣地の既存コンクリートブロック積みフェンスを利用するため、隣地畠への支障はありません。場内は、アプローチ、スロープ(通路)及び駐車場等は土間コンクリート舗装とし、それ以外は緑地(芝生及び樹木植栽地)とします。雨水は、建物部分は新設枠に集水し東側道路内側溝へ接続し処理、敷地内のコンクリート部分について、東側は道路内側溝に流入させ、それ以外は緑地で自然浸透と併せて処理します。汚水は公共下水管へ接続し処理します。周辺農地に支障はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第14号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3議案第14号については、許可相当と決定します。
議長	次に、第3号議案第15号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第15号を朗読>
安西委員	新橋交差点から東に約130mへ調整白地11筆です。譲受人が購入し、資材置場に整備したうえで、借受予定者の土木工事事業者に賃貸するものです。
	申請地の北側は竹林及び畠、東側は畠、西側は植木畠及び宅地、南側は畠及び道路です。

東南側の畠との境界はコンクリートブロック1～2段積みし、それ以外は南側入口部分を除き、木杭（2mピッチ）と番線を敷設します。場内は敷地内通路・碎石置場・駐車場等は碎石舗装とし、残土置場は転圧とし、その他は現状のまま利用します。雨水等は北西側・南西側及び南側に施したU字溝を通して南西側のRC擁壁による調整池に集水し、オリフィス栓経由で公道側溝に接続させ、自然浸透と併せて処理します。北及び東の畠側には雨水を浸透させ土砂等の流入を防ぐため緩衝地（自然草地）を設ける計画としています。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第15号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第3号議案第15号については、許可相当と決定します。

議長

次に第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」の第14号議案から審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第4号議案第14号、第15号を朗読>

議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

阿久和小学校より東に約550mの調整白地2筆です。第14号が阿久和南11-7、第15号が阿久和南11-9になります。地権者は畜産業を営んでおり、少なくとも平成8年ごろには、牛舎および山林の一部となっていました。現在まで農地であったことはなく、今後も復元はできない状態です。農地性はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第14号及び第15号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案第14号及び第15号については、承認と決定します。

議長

次に第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第5号議案第11号を朗読>

議案の詳細については相澤委員推進委員から説明します。

阿久和小学校から北東に約330mの調整白地1筆ほか16筆6団地、生産緑地2筆1団地及び農振白地2筆1団地の計21筆8団地です。植木を栽培しており、肥培管理は良好でした。

事務局

金子委員

相澤推進委員

議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第11号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第12号を朗読>
石井豊委員	上飯田小学校から南西に約280mの農用地3筆1団地、及び上飯田中学校から東に約100mの農振白地13筆1団地の計16筆2団地です。水稻及びサトイモなどの露地野菜、ナシ、クリなどの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第5号議案第12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第12号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案「相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第29号を朗読>
根本委員	日野小学校から北に約300mの生産緑地2筆1団地です。サトイモ、大根等の露地野菜及び柿等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	次に第6号議案第30号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第6号議案第30号を朗読>
石井豊委員	上飯田小学校から南西に約400mの農用地13筆2団地、西に約500mの振興白地3筆、北西に約550mの振興白地4筆1団地の計20筆です。キャベツ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第6号議案第29号及び第30号について、一括審議します。承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第29号及び第30号については、承認と決定します。
議長	次に第6号議案第31号及び第32号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<第6号議案第31号、第32号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	大正小学校から北に約460mの生産緑地3筆1団地ほか生産緑地2筆1団地、農用地3筆2団地、及び農振白地2筆1団地の計10筆5団地です。サツマイモ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案第31号及び第32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案第31号及び第32号については、承認と決定します。
議長	次に第7号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案 戸塚89を朗読>
	買い取り希望者がいましたら、令和5年11月7日水曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	よろしくお願いします。
議長	次に第8号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	<第8号議案第3号を朗読>
北村委員	横浜薬科大学から西に約180mの農振白地1筆です。1区画102m <sup>2</sup> を4区画作るもので、管理は開設者本人が行うものです。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第8号議案第3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第3号については、承認と決定します。
議長	次に第9号議案「農地利用集積計画の決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
農政推進担当	磯子区、戸塚区、泉区で畳8筆、7,410m <sup>2</sup> 、令和5年12月1日始期の利用権設定です。そのうち、一般法人等が借りるものが、戸塚区で畳2筆、1,253m <sup>2</sup> となります。決定してよいか、議審議願います。
議長	御質問はありませんか。
金子委員	生産緑地については、貸し借りができると思うのですが、それは違う法律でできるということでしょうか。
農政推進担当	そうです。生産緑地は都市農地貸借法という別の法律がありまして、そちらで貸し借りしていただくことになります。

金子委員 農政推進担当	それは同じような申請ですか。 こちらについては、基本的にまとめて審査をしていますが、都市農地貸借法では、そこの農地を借りるために参入手続のようなものが必要で、その農地を借りるにあたって計画がきちんと立てられているかとか、そういったものを審査しています。書類としては今回お示しさせていただいたものとは、だいぶ様式が異なるような手続きになります。
議長	御質問はありませんか。
委員 議長	それでは第9号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第9号議案については、承認と決定します。
議長 事務局 議長 農政推進担当	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第1号から第4号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。 <令和5年度農振農用地一筆調査の結果及び確認依頼（農外利用）> 令和5年度農振農用地一筆調査の結果による農外利用（違反転用）への指導通知対象の内と集計結果の提示。各地区担当農業委員に一覧表と地図を配布し、確認依頼。結果に問題がある場合は11月13日（月）までに事務局まで連絡。12月上旬に南西部農業委員会と、南部農政事務所長連名で通知を発送予定
事務局	<令和5年度農地法第32条（利用意向調査）対象候補地の現地確認について> 令和4年度農地法第30条（利用状況調査）の結果による農地法第32条第1項第1号及び2号候補農地についての現地確認依頼。結果は11月13日（月）までに事務局まで連絡。11月末日に農地法第32条に基づく利用意向調査を発送予定。
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第4回総会を閉会といたします。 (閉会 15時56分)

## 令和5年10月25日開催 第4回総会出席状況

**【農業委員】**

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豪	会長	出席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	
7	石井 勝則		出席	議事録署名人
8	奥村 玄		欠席	
9	石井 豊		出席	議事録署名人
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		出席	
12	宮森 和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

**【農地利用最適化推進委員】**

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		欠席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員  
農政推進担当